

令和元年度 第9回葛飾区農業委員会総会議事録

(令和元年12月20日)

1 日 時 令和元年12月20日(水) 午前10時30分

2 場 所 テクノプラザかつしか 第二会議室

3 出欠席

出席者【委員】 会長 木下 憲明
委員 若林 武人
委員 柴田 清
委員 清水 慶治郎
委員 志田 實
委員 清水 克幸
委員 持田 昌弘
委員 佐野 慶一
委員 梅沢 とよかず
委員 山本 ひろみ
委員 前田 芳幸

【事務局】 産業観光部長 酒井 威
産業経済課長 倉地 儀雄
経済企画係長 鈴木 正明
経済企画係員3名 濱崎 鈴木(愛) 久保

欠席者【委員】 委員 石田 實

4 議 事 (1) 開会
(2) 議案
(3) 報告事項等
(4) その他
(5) 閉会

5 会議の結果

【議長】

ただ今から令和元年度第9回葛飾区農業委員会総会を開会致します。
庶務報告を【事務局】からお願いします。

【事務局】

本日の出席委員は11名です。農業委員会法第27条3項の規定により、出席者が総委員数の過半数を超えていますので本会は成立致します。

【事務局】

先ず、今回より梅沢委員と山本委員のお二人の委員が新たに任命されましたので、ご紹介をさせていただきます。

【梅沢委員、山本委員】

挨拶

【議長】

ありがとうございました。次に、2020年農林業センサスの概要について、区の政策企画課の方にご説明を行っていただきます。宜しくお願いします。

【政策企画課】

(2020年農林業センサスについて説明後、退席)

【議長】

次に、議案第6号(引き続き農業経営を行っている旨の証明)について、事務局より説明をお願いします。

【事務局】

(事務局説明)

【柴田委員】

別紙資料のとおり、現地を確認し、画像を撮影した結果を伝える。

【議長】

それではこの議案を承認します。

続きまして、議案第7号(相続税の納税猶予に関する適格者証明書)について、事務局より説明をお願いします。

【事務局】

(事務局説明)

【清水克幸委員】

別紙資料のとおり、現地を確認し、画像を撮影した結果を伝える。

【議長】

それではこの議案を承認します。

続きまして、(3) 報告事項等を【事務局】よりお願いします。

【事務局】

それでは、農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、お手元の資料によりご報告させていただきます。

(配布資料 報告事項にて説明)

続きまして、農地の転用事実に関する照会について、番号、土地の所在、地番、地目、地積、土地所有者住所・氏名、現況、調査年月日、照会元の順にご報告させていただきます。

(配布資料 報告事項にて説明)

【議長】

ただ今の件について、何かご質問等ございますか。

(質疑なし)

【議長】

それでは引き続き、(4) その他について、【事務局】よりお願い致します。

【事務局】

それでは、資料1をご覧ください。「農業の主たる従事者の証明願に係る申請添付資料の取り扱い」について、ご説明をさせていただきます。これまで事務局では、生産緑地所有者が死亡し、相続人が生産緑地を解除したい場合に対し、次の生産緑地所有者が登記されておらず、決定していない場合は、事務局窓口での受付時に、証明願とともに、資料に記載のとおり、除籍謄本や土地登記簿謄本、公図、案内図とともに、「遺産分割協議書の写し」と印鑑証明書の提出を求めてきました。これは、生産緑地法第10条に基づく、生産緑地の買取申出の申請の際に、区に対して生産緑地の買取を申し入れることができるのは、「生産緑地の所有者」であると明記されているため、相続未登記により次の所有者が決定していない場合は、遺産分割協議書の写しを持って、誰の土地か判断する必要があったためです。

しかし、近隣の自治体等に確認した結果、主たる従事者の証明願を申請する段階では、遺産分割協議書の写し以外に、相続人全員の同意書により、申請を受け付けている自治体があることもわかりました。ついては、申請者の利便性を図るため、次のページに記載されているとおり、遺産分割協議書の写し又は相続人全員の同意書の提出があれば、これにより申請を受け付け、従来どおり、農業委員会総会にて、委員の皆様にお諮りのうえ、農

業委員会として、証明をしていく取り扱いに変更したいと考えております。

【議長】

(事務局の説明に、補足して各委員に説明)ただ今の件について何かご質問等ございますか。

【若林委員】

私も、遺産分割協議書の締結に苦勞しており、このような取り扱いの変更は助かります。

【佐野委員】

相続人の中に未成年者がいた場合の取り扱いはどうするのですか。未成年者が実印を押すことはできないと思います。

【事務局】

確認しておきます。

【事務局】

同意書は行政手続上の文書です。本来は、佐野委員のいうとおり、法律上は未成年者であっても代理人の印鑑が必要になります。ご意見を踏まえたうえで、今後決めていきます。

【前田委員】

同意書を先に出した後に、遺産分割協議書が出来上がった場合はどうするのですか。

【事務局】

同意書があれば良いので、遺産分割協議書の写しを出さなくても良いです。

【議長】

引き続き【事務局】より、その他についてよろしくお願ひ致します。

【事務局】

続きまして、資料2をご覧ください。「区内地区農業委員会検討会」についてご説明させていただきます。(配布資料にて内容を説明。会長と会長職務代理より出席可と回答あり。)

【議長】

引き続き【事務局】より、その他についてよろしくお願ひ致します。

【事務局】

続きまして、資料3をご覧ください。「第39回農業後継者顕彰事業における受賞者の決定」についてご説明させていただきます。(配布資料にて説明)

続きまして、資料4をご覧ください。「第56回葛飾区秋野菜品評会の結果」についてご説明させていただきます。(配布資料にて説明)

続きまして、資料5をご覧ください。「葛飾区認定農業者連絡会の活動」についてですが、こちらについては、木下会長よりご説明をお願いします。

【議長】

(葛飾区認定農業者連絡会の会長と副会長について、氏名を挙げて説明。)

何か異議はございますか。

(異議なし)

それでは、農業委員会としては、この兩名に会長と副会長をお願いしたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。本来であれば、認定農業者を集めて決めるのが筋だと思いますので、今後は、認定農業者連絡会の総会を開いて、正式に決めていただければと考えております。

引き続き【事務局】より、その他についてよろしくお願い致します。

【事務局】

続きまして、資料6をご覧ください。「葛飾区農業委員会総会の日程変更」についてご説明させていただきます。(配布資料にて、2月の総会の日程変更について説明)

【議長】

それでは、意見もないようですので、これにて、令和元年度第9回葛飾区農業委員会総会を閉会致します。